

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

新潟市人事委員会委員長

新潟市人事委員会規則第18号

平石直樹

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第30号）  
の一部を次のように改正する。

附則第6項中「4」を「6」に改め、同項を附則第8項とし、附則第5項の次に次の  
見出し及び2項を加える。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

6 俸給の調整を行う職（次項において「俸給の調整額適用職」という。）を占める地方  
公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「改正法」と  
いう。）附則第4条第1項又は第6条第1項の規定により採用された職員（この項及  
び次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る新潟市職員  
の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年新潟市条例第34号）の規  
定による改正前の新潟市職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟市条例第5号）  
第3条に規定する年齢に達した日が施行日の前日以前である職員であって、その者に  
係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新潟市職員の俸給  
の調整額に関する規則の一部を改正する規則（令和5年新潟市人事委員会規則第4号  
）の規定による改正後の新潟市職員の俸給の調整額に関する規則（この項及び次項に  
おいて「改正後の調整額規則」という。）第2条及び改正後の調整額規則改正附則第  
2項及び第3項の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員  
に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に改正後  
の調整額規則第2条第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあっては  
その額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数がある

ときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が俸給月額の100分の25を超えるときは、俸給月額の100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。

7 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、俸給の調整額適用職を占める改正法の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（次号及び第3号において「旧法再任用職員」という。）であった職員であって、施行日において引き続き俸給の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き俸給の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。）施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに俸給の調整額適用職を占めこととなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。）施行日の前日に俸給の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に新潟市給与条例の一部を改正する条例（令和4年新潟市条例第35号）及び新潟市教育職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年新潟市条例第36号）の規定による改正前のこれらの条例（次号において「旧給与条例」という。）並びにこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表及び職務の級を基礎として改正後の調整額規則の規定による改正前の新潟市職員の俸給の調整額に関する規則（次号において「旧調整額規則」という。）第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（俸給の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった

掲示期間 3.23-4.1

日以後に新たに俸給の調整額適用職を占める職員となったものを含む。) 施行日の前日において、俸給の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することになったとした場合)に、旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表及び職務の級を基礎として改正前の調整額規則第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 俸給表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の俸給表の職務の級に変更した場合(同日に旧法再任用職員でなかった者にあっては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあっては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表及び職務の級より下位の同一の俸給表の職務の級に変更した場合)

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。